

「表紙共 14枚」

令和3年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年3月8日(月曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	13 番 財津満寿光
2 番 松原忠雄	14 番 中島浩司
3 番 横田秀喜	15 番 美野英俊
4 番 江藤義幸	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	
12 番 川津清則	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積（下限面積）について
 - 第7号 3月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件
 - 第2号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出
 - 第3号 非農地判断の件
- 7 その他
 - (1) 農地法に係る権限移譲及び活動記録簿について
 - (2) 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画（案）について

(3) 1月戸別訪問集計表について

(4) 3月現地調査

日 時 3月25日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(5) 3月調査委員会

日 時 3月30日(火)

※調査委員のみ

(6) 3月定例総会

日 時 4月8日(木) 午後1時30分～

会 場 7階 大会議室

(7) 行事日程

3月18日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(8) その他 ・ 「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・ 「2月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(渡邊城二)

それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、5番、左原三枝子委員、6番、綾垣和子委員より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。

総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(石井照久)

改めまして、こんにちは。コロナ対策上、なるべく時間短縮で会を進めてまいりたいと思います。それから、農地法第4、5条ですね、4月から県からの権限移譲によりまして、農業委員会で許可を出すようになっております。農業委員の方々、推進委員の方々、この文書が出てきたときに、自分のエリア内の確認をお願いしたいと思います。それから、権限移譲によりまして、農業委員の方は誠に申し訳ございませんが、調査委員になられた方は、現地調査が1日、そして1週間後ぐらいに、またその調査委員だけの調査委員会を別に設けたいと思います。調査委員になられた方は、2回、月の中で出席をいただきたいと思っております。また、関連する議案が8号議案の中で追加議案として提案されておりますので、後ほど事務局に説明していただきたいと思っております。また、農地等利用最適化推進の功績により、中島浩司委員が知事表彰を受けておりますので、おめでとうございます。着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、14番、中島浩司委員、17番、原田文利委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは事務局のほうにですね、議案訂正がございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。本日議案訂正が数件ございますので、よろしく申し上げます。まず本日の議案の中で、第1号議案、5ページから6ページにあたる部分ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件です。こちらの5ページから6ページの18、19、20番ですね、この3つの案件について、それぞれの申請理由の部分が間違っておりました。正しい内容については、本日お手元のほうにお配りしております。議案書と同じレイアウトで5ページ部分ということで1枚でお配りしてありますので、そちらのほうをごらんになっていただきたいと思っております。申請理由の部分、譲渡人、譲受人の部分がそれぞれ全て3件とも、18、19、20番について、間違っておりましたので、差し替えのほうどうぞよろしく申し上げます。それから、これはもう過去の定例総会の分でございますが、こちらについても、お手元のほうに資料をお配りしております。右上に、令和3年3月8日、12月、1月の定例総会の議案訂正ということで2件です。まず12月の定例総会です。これは1月12日に開催した分ですが、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農地利用集積計画の農業会の決定の件という議案がございました。この中の22ページから24ページです。今日はその議案そのものは手元はないかと思いますが、ページに5件ございまして、302番から306番の分の、全て○が貸し手の分だったんですけどもその住所が間違っておりました。○と表示しておりましたが、正しくは○が正しい住所でございましたので、訂正させていただきます。それから、1月の定例総会、これは2月8日、前回の分でございますが、同じく議案第4号の強化促進法の分なんですけれども、いわゆる利用権の分です。これの20ページの21番の案件、利用権の解約というのがございまして、○ほか5筆、合計6筆、貸し手が○さん、借り手が○さんの分だったんですけど、この議案は、削除、取り消しでございます。この案件については、経営基盤強化促進法によるもので</p>

	<p>はなくて、農地法第3条による使用貸借権でしたので、第4号議案としての上程は誤りということですので削除いたします。同じくこの5筆についてはですね、本日の2月定例総会の第4号議案で32ページ、本日の議案の32ページの65番、この分で中間管理事業分として上程しております。この場合は、解約についての議案は不要となっておりますので、よろしく願いいたします。議案訂正のほうは以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、3番の横田秀喜委員、9番の湯浅正徳委員、16番、伊藤明美委員でございます。調査委員長は16番の伊藤明美委員でございます。それでは、伊藤さんお願いいたします。</p> <p>伊藤委員、調査委員長としてですね、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>今月の調査委員の伊藤です。2月の26日に横田委員、それから湯浅委員と事務局3名で、当日は雨、風、寒さの最悪の天気の中で、現地の調査をしてきました。本日の審議、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第1号、農地法第3条について説明いたします。今月は11件でございます。</p> <p>まず、議案集の1ページの10番の案件です。天瀬町五馬市〇で、台帳地目が畑の5,280㎡です。譲渡人が天瀬町の〇さん、終活のため譲渡したいということで、譲受人が大山町の〇さんで譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所のほうですけれども、〇さんがありまして、ちょっとかなり南のほうで〇のちょっと南側になります。こちらが航空写真、こちらが字図になりまして、赤いこちらが申請地、今回の3条で売買したいというところなのですが、こちらの青マルで囲ってあるところが譲受人、〇さんのお父さんの所有の農地で、一</p>

緒にされているということで、こちらの今されているところの横の農地ですので、こちらを譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ております。こちらが現況の写真でちょっと広いところなので、いちばん西側から道路に向かって撮ったところですが、こういう感じになっておりまして、奥のちょっと白い花が見えますが、こちらが譲受人さんが持っている北側の農地なのですが、梅の花がちょうど咲いているところで白いのが梅の花ですが、横の農地、こちらを借り受けて規模拡大したいということで申請が出ております。

続きまして、11番の案件です。天瀬町合田〇で、台帳地目が田の96㎡で、譲渡人が天瀬町の〇さん、申請理由が譲受人から希望があり譲り渡したいということで、譲受人が天瀬町の〇さん。以前から管理していたため譲り受けたいということでございます。場所のほうですけれども、国道を中川駅をちょっと行って、馬原の出張所がありますが、その少し南側の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、このピンク色のところが申請地で、青丸が譲受人さんが現在所有している農地で、自宅がすぐ横という関係になっております。こちらが現況の写真で、筆は二つに分かれているのですが、1枚のようになっておりまして、以前から譲受人さんが管理されていたということで、今回正式に譲り受けたいということで、こちらがご自宅になりますので、譲り受けたいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の2ページになります。番号12番で、大字花月〇、台帳地目が田の856㎡で、譲渡人が亀川町の〇さんで、体調不良、高齢のため譲り渡したいということです。譲受人さんが市ノ瀬町の〇さんで、譲り受けて規模拡大したいということで、場所のほうなんですけど、国道212号線、市ノ瀬公民館とかあるのですけれども、中津のほうに行ったところになります。こちらが航空写真で、こちらが字図になっておりまして、ちょっと形が変わっているのですが、赤いところが申請地で、北側にある青丸のところが譲受人さんの所有の農地となっております。こちらが現況の写真でユズが植わっておりまして、これの北側に譲受人さんの農地があるのですが同じようにユズが植わっておりまして、こちらのほうはもともと利用権で耕作していたのですが、今回、その利用権を解約して、正式に所有権移転したいということで申請が出ております。

続きまして、13番の案件です。大字有田〇ほか2筆で、台帳地目が田の3筆あわせて2,949㎡で、譲渡人が中尾町の〇さん、高齢のため息子に農地を譲り渡したいということで、譲受人が同じく中尾町の〇さんで、父から農地を受け継ぎたいということで、親子、生前贈与という形になります。場所のほうですけれども、〇さんが

ありまして、○が近くにあります。ちょっと南側の農地になります、道沿いの。こちらが航空写真になりまして、こちらが字図になります。こちらが3筆続けてありまして、こちらをお父さんから子供さんに、息子さんに譲りたいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の3ページになります。14番の案件で、天瀬町出口○のほか3筆で台帳地目が田の4筆合わせて3,298㎡で、譲渡人が天瀬町の○さん、高齢で体調不良のため譲り渡したい。譲受人が天瀬町の○さんで、譲り受けて農業経営を続けたいということで、関係は親子ですね、こちらも生前贈与という形になります。場所のほうですけれども、天瀬阿蘇線のほうをずーっと行きまして、もうこちらは大山になるのですけれども、大山寄りの農地であります。こちらが航空写真で、こちらが字図になりまして、4筆このようにありまして、青丸のところ譲受人さん譲渡人さんのご自宅ということになります。こちらが○の農地の現況で、こちらが○の現況の写真で、こちらがご自宅です。お家の真裏の農地になります。こちらがちょっと離れたところに並んである2筆○と○で、○のほうはちょっと縦長になっておりまして、これが上の部分になります。こちらを息子さんのほうに譲りたいということで申請が出ております。

続きまして、15番の案件です。大字東有田○、台帳地目が田の1,086㎡で、譲渡人が諸留町の○さんで、体調不良のため譲り渡したい。譲受人が上手町の○さんで、譲り受けて規模拡大したいということで、場所のほうですけれども、東有田の諸留のほうになるのですが、○さんがあるのですけれども、そのすぐ道を挟んで向かいになります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真になりまして、こちらを譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ております。

続きまして、4ページになります。議案集の16番の案件です。大字高瀬○で、台帳地目が田の547㎡で、譲渡人が大日町の○さん、譲受人が大日町の○さんで、申請理由は譲渡人さんは譲受人さんからの希望があって譲り渡したいということで、譲受人さんは譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ております。場所のほうですけれども高瀬小学校のところからずっと南に小畑日田線を行きまして、○とかがあるのですけれど、それをもう少し行った先の川を渡った先の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になりますが、ここが申請地ですけれども、この周りの青丸が既に譲受人さんが今現在耕作している農地になりますので、隣接しているこちらがしばらく耕作していないようなので、もう譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ておりま

す。こちらが現況の写真で、ちょっと耕作してないので荒れているのですが、周りの譲受人さんが持っているところは田んぼとして使っているので、これからも同じように利用したいということで、申請が出ております。

続きまして、17番の案件です。大字山田○で台帳地目が田の764㎡で、譲渡人が福岡県の○さん。体調不良のため譲り渡したい。譲受人が清水町の○さんで、譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ておりました、場所のほうですけれども、山田町の公民館とかがあるちょっと近くの農地、川を渡って行った先の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、こちらのほうはですね、もともと譲受人さんの○さんが利用権を結んで耕作していたところですが、今回、利用権を解約しまして、正式に譲り受けたいということで申請が出ております。

続きまして、大変申し訳ありません、修正がありましたので、お配りしたほうの議案を見ていただきたいのですけれども、18番の案件です。大字堂尾○ほか5筆ございまして、6筆合わせて4,666㎡です。譲渡人が堀田町の○さんで、空き家とともに農地を譲り渡したいということで、譲受人さんが福岡県の○さんで空き家とともに農地を譲り受けたいということで申請が出ております。場所のほうですけれども、堂尾地区の公民館がありまして、ちょっとそこを先に行ったところに4か所ほど農地が分かれてあります。こちらが航空写真になります。こちらが字図ですが4筆分の字図です。こちらが○の字図と○の字図で、ちょっとわかりづらいので、航空写真ですとこのように6筆、ここと4か所に分かれているようにありまして、こちらが一緒に譲り受ける空き家となっております。こちらが○の現況の写真、こちら○の写真で、ちょっと切株が残っているのですけれども、ちょっとクヌギの木が植わっていたようで、こちらは譲渡人さんが譲り渡すにあたって切っていただいたので、ちょっとまだきれいに片づいてはないんですが、今後またきれいに片づけて譲受人さんに渡すということでしていただいております。こちらが○の現況の写真で、こちらが家の裏手になるところになります。こちらが○で家の横です。この奥にあるこれが空き家、一緒に譲り受けるお家になります。こちらが○の現況の写真で、こちらが○の現況の写真になります。この方は日田市で農地を持つのは初めてですけれども、朝倉の方で7反ほど既に農地を取得して耕作しておりますので、かなり広い面積ですけれども、日田市においてもきちんと耕作していただけるということなので、空き家とともに譲り受けするという申請が出ております。

<p>調査委員 (伊藤明美)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>続きまして、19番の案件で、大字西有田〇で台帳地目が畑の433㎡で、譲渡人が坂井町の〇さん。規模縮小のため譲り渡したいということで、譲受人さんが坂井町の〇さんで、譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ておりました、場所のほうですけれども、〇がありまして、すぐその近くの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になりまして、こちらが現況の写真で、かなり荒れているのですけれども、こちらをきちんと草刈り等を管理して耕作したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、6ページの20番の案件で、天瀬町出口〇で、台帳地目が畑の55㎡です。譲渡人が新治町の〇さんで、譲受人から希望があり譲り渡したいということで、譲受人が天瀬町の〇さんで、以前から管理していたため譲り受けたいということで申請が出ておりました、場所のほうですけれども、天瀬阿蘇線で、ここに出口のコミュニティセンターとか〇さんという〇があるのですけれども、その近くの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になりまして、赤いところが申請地ですね。青丸は既に譲受人さんの所有の農地になっております。こちらが現況の写真で、こちらは既に譲受人さんの所有で、筆は二つに分かれているのですが、実際は一枚のようになっておりました、こちらを正式に所有権移転して、以前から管理していたため譲り受けたいということで申請が出ております。</p> <p>3条のほうが以上11件になりますが、現地調査にご同行いただいた伊藤委員に一言いただきたいと思いません。</p> <p>3条11件につきましては、特に問題のある件はなかったかと思えます。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。チェックシートのほうが、資料No.1のほうの、3条が1ページから3ページになります。こちらの項目に全て該当しないことが許可の条件となっておりますが、全て該当しないということ、書類審査、現地調査で確認しております。私のほうからは以上です。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。</p> <p>ありませんか。なかったらこの件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは私のほうから、農地法4条の申請分について説明いたします。まず、議案集7ページですね。4条の申請、今月4件上がっております。</p> <p>まず、4番から説明いたします。有田〇、台帳地目が畑で、746㎡の第2種農地です。申請人が中尾町の〇さん。申請理由ですけれども、既に資材置場及び駐車場用地として利用しており、許可を受けていなかったための申請ということで、追認案件となります。場所は中尾町の公民館の通りから少し南に入って行ったところですよ。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。現在の状況ですが、このように資材と車が置かれております。平成8年頃に倉庫を建てて、平成10年ごろから駐車場として利用を始めたようで、これは今月の3条議案にあります13番ですね、お子さんへ一括で贈与するということだったので、この地番が転用の許可を受けていなかったということで、申請ということになります。</p>

<p>調査委員 (伊藤明美) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>次に5番ですが、天瀬町塚田○、台帳地目が田で、○が台帳地目が畑、この2筆で合わせて2,406㎡の第2種農地です。申請人が、天瀬町出口の○さん。植林して山林として利用したいということです。場所は県道天瀬阿蘇線沿い、五馬中学校の少し南側になります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。こちらが現在の状況になります。</p> <p>次に8ページにいきまして、6番、庄手○で、台帳地目は田で、266㎡の第3種農地です。申請人が新治町の○さん。今後、住宅を建設するために、自己の用地を造成したいということです。場所は亀川町の三隈中学校の少し北側になります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図です。赤と青で分けておりますけれども、今回の4条の申請分が青く囲んである分で、また後でご説明しますけれども、赤の部分は宅地分譲用地として売却予定のため、こちらの分は5条の申請が別に出しております。そして、こちらが現在の状況です。同じく青で囲んでいる部分が4条の申請分となります。</p> <p>最後に7番、大山町東大山○、台帳地目が畑で281㎡の第2種農地です。申請人がすぐご近所にお住まいの原説丸さん。申請理由は既に植林してあり許可を受けていなかったための申請ということで、こちらも追認案件になります。場所は旧都築小学校を少し南に行ったところで、航空写真だとこのようになっております。こちらが字図で現在の状況がこちらです。かなり荒れていて非農地化しているのですが、この杉の木は植林をしていたものと申請者の方も認めておりまして、こちらはもう4条の申請をさせていただいているものです。</p> <p>4条の申請は、以上4件になります。ここで現地調査にご同行いただいた伊藤委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>4条は、4件中2件は始末書ということですが、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございました。次に、チェックシートについてご説明します。資料No.1ですが、4ページと5ページをお願いします。こちらの各項目に該当しないことが、許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目にも該当しない、つまり問題がないということを確認いたしました。事務局からの4条の対象地の説明は以上です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように、2件が追認案件の始末書ということでございます。何かあれば質問を受けたいと思います。</p> <p>ありませんか。なければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか、ご賛同いただく方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号ですね、9ページ、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>続きまして、5条の申請分についてご説明いたします。議案集9ページですが、今月は5件上がっております。</p> <p>まず9ページ、3番、西有田〇で、台帳地目は田になります。こちらが228㎡の第3種農地です。譲渡人は坂井町の〇さん。譲受人が中釣町の〇さんと〇さん。譲渡人のお孫さん夫婦になります。申請理由は、一般住宅用地ということで、場所は清水町の〇の裏手になります。三和と西有田の境のところですよ。航空写真で見るとこのようになっておまして、こちらが字図です。こちら、現在の状況になっております。</p> <p>次に4番、渡里〇と〇の2筆、台帳地目が畑で、合わせて592㎡の第1種農地です。1種農地ですと、原則として許可は出せませんが、今回の申請理由が、既存の倉庫を管理棟に改装し、残りを駐車場として利用したいと</p>

いうことで、農業用施設の例外規定にあたるものになります。こちらは賃貸借契約を結んでおりまして、賃貸人が朝日町の○さん。借入人が○さんが経営しております○さんです。場所は山田原の○の敷地内になります。航空写真だとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況、このようになっております。こちらが元からあった建物の改装ということで、以前より違反転用であったこととなります。もう30年以上前のようですけれども、こちらも融資の関係で地目を確認している時に、申請者が地目を変更していなかったことに気づいて今回の申請になったというところでは。

次に10ページにいきまして、5番、南元町○で、台帳地目が畑、368㎡の第3種農地です。譲渡人が福岡県の○さん。譲受人が南元町の○さんと○さんです。申請理由は、一般住宅用地となっております。場所ですが、南元町の公民館をちょっと東側に川沿いに少し入ったところになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。

続いて6番、西有田○ほか全部で3筆です。台帳地目が田で、合計は329㎡の第3種農地です。譲渡人が上手町の○さん。譲受人が同じく上手町の○さん。こちらは個人名義の購入ですが、○さんは○の経営者になります。申請理由は、宅地分譲用地となっております。場所ですが、高速の日田バス停のすぐ南側になります。航空写真だとこのようになっておりまして、こちらが3筆の字図です。こちらが現在の状況です。この北側写真の奥側の住宅地がありますけれども、こちら○の分譲地ということのようです。

最後、11ページの7番、庄手○ほか全部で3筆、台帳地目は田で、1,410㎡の第3種農地です。譲渡人は新治町の○さん。譲受人は城町の○さん。申請理由が宅地分譲用地となっております。場所は、先ほど4条の6番でご説明したところと同じ区画になります。ここは○さんが分譲用地として造成する中で、一緒に一筆だけ自分で利用する分の宅地がありまして、その分だけ4条で申請、残りの分譲が5条ということになります。こちらが航空写真になります。これは先ほどと同じですが、字図の5条の対象が赤い方になります。こちらが現在の状況です。

5条の申請は、以上5件になります。現地調査にご同行いただいた伊藤委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>5条は、事務局より説明がありましたように、4番の案件は違反転用ということです。けれども、以前より、もう倉庫が建っていたということで、始末書は必要ですけど、致し方ないかと思えます。ほかは問題ないかと思えます。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。次にチェックシートについてご説明します。資料No.1の6ページと7ページをお願いします。こちらのチェックシートの各項目に該当しないことが、許可を出すための要件となりますが、1点だけ4番の○さんの件ですね、1種農地で原則として転用許可が出せないということですが、このチェックシートの8ページのほうに、例外の一覧を載せております。この中の1種農地の3番に該当ということになります。そのほかの案件につきましても、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目にも該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの5条対象地の説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第3号ですね。4番だけが始末書ということでございます。ほかは問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思えます。</p> <p>ございませつか。なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第3号は原案どおり決定いたしました。委員長さん、お疲れ様でございました。</p>

<p>調査委員 (伊藤明美) 議長 (石井照久)</p>	<p>本日は、20の案件の審議、ありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでございました。</p> <p>それでは続きまして、12ページですね、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規14件、再設定24件、中間管理事業一括方式11件、解約5件でございます。本案件はですね、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対しまして、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者は経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業常時従事する者として作成されたものです。それぞれの委員のエリアにおいて、ご確認をお願いいたします。問題があれば挙手してご発言を願いたいと思います。</p> <p>何かございませんか。なければですね計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただけませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、40ページですね。議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について、9件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局
(太郎良悠希)

それでは、議案40ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は9件申請がありました。

まず番号3、大字小野〇で、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積が148㎡です。申請人は日田市鈴連町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準1、災害で非農地化し農地への復旧が困難な土地に該当するものです。スライドで場所のご説明をいたします。近くには小野振興センターがございまして、赤く丸をしているところになります。航空写真はこのようになっております。赤く印をしているところです。こちらは字図です。現況の写真はこのようになっております。既に片づけをされているみたいですが、映っているとおりですね、石などたくさん入っておりまして、農地として復旧するのは難しいということで発行基準1が該当するものと思っております。

続きまして、番号4、天瀬町女子畑〇で、地目は台帳が田、現況が雑種地で、面積が120㎡です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。申請理由は平成元年5月1日に雑種地として、農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。こちらは発行基準2に該当いたします。場所のご説明をいたします。近くには、天瀬の〇さんがあつたり、〇があつたりする赤く丸をしているところです。こちらは航空写真です。現在の状況とですね写真がかみ合わないですが、実際に建物はもうなくて、赤く印をしているところになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真で、赤く四角く囲んでいるところが申請地になります。

続きまして、番号5、天瀬町五馬市〇で、地目は台帳が畑、現況が原野で面積が2,445㎡です。申請人は日田市天神町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには〇がございまして、赤く丸をしているところになります。航空写真で見るとこのようになっております。字図がこちらです。現況の写真はこのようになっております。土地の全面が写っているわけではございませんが、もう、この一筆、おおよそ全てがこのような形で荒れている状態になっております。

続きまして、番号6、天瀬町出口○で、地目は台帳が畑、現況が宅地で面積が127㎡です。申請人は日田市天瀬町の○さんです。申請理由は平成17年1月28日に駐車場及び資材置場として、農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには松原ダムがございますので、大山のほうに近いような場所になっております。赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっておりまして、赤く囲んでいるところです。こちらが字図です。現況の写真、このように駐車場として使われております。

続きまして、番号7、大字夜明○と○で、地目はどちらも台帳が畑、現況が山林で面積が合計1,312㎡です。申請人は日田市夜明上町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○さんがございまして、大分自動車道から大鶴方面へ少し進んだところ、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらは字図です。現況の写真です。○が手前のところにございまして法面のところも含んでおります。○が一段奥のほうになっております。○のほうは法面のところが写真に多く写ってますので一見きれいなようには見えませんが、雑木がかなり大きく育っていたり、この高いところには草が生い茂っているところも見れるかと思えます。ここから若干右のほうを見たとき、こちらが○です。このように、背丈まではないですけれども、一面雑草が生えているこういった状況になっております。

続きまして、番号8、大字有田○で、地目は台帳が畑、現況が公衆用道路で、面積が145㎡です。申請人は、東京都の○さんです。申請理由は平成14年8月1日に進入路用地として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目変更しないまま許可書を紛失したため、申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○さんや、○さんなどございまして、赤く丸をしているところです。航空写真はこのようなようになっておりまして、赤く囲んでいるのが申請地です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして進入路用地として使われております。

続きまして、番号9、上津江町上野田○ほか2筆、合計3筆で、地目はいずれも台帳が田、現況が宅地で面積が合計で5,385㎡です。申請人は上津江町の○さんです。申請理由は○と○がそれぞれ平成3年2月28日と、

平成2年2月28日に転用許可を受けたものの、地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。残りの○は、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。○は実際には建物が建っております。この後、写真でご覧いただきますが、建物等が設置されている土地の場合はその土地の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものとなっております。固定資産関係の資料で29年経過していることの確認がとれております。場所のご説明をいたします。上津江上野田の市営住宅や○さんがあるところの土地となっております。航空写真はこのようになっております。上の少し長めの土地、これが○で、それから○が次の段にあって、○がその下の段にあるというような形です。字図で見るとこのような形になっております。今から現況の写真をごらんいただきますが、この土地のおおよそ黄色の矢印のあたりから、矢印の向きに撮った写真がこのようふうになっております。建物であったり倉庫への進入路であったり、住宅が一つ二つ建っているのが見えるかと思えます。次に○と○をまとめて撮ったもの、この一番北のあたりから撮った写真が、こういった形になっております。○のほうは集合住宅が建っております。この建物が29年は経過しているので発行基準5に当てはまるというようになっています。

続きまして、番号10、大字堂尾○で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が268㎡です。申請人は日田市亀川町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには堂尾地区公民館、五和消防団緑町ポンプ倉庫などございまして、赤く丸をしているところです。こちらは航空写真で赤く囲んでいるところが申請地です。こちらが字図です。現況の写真、このように杉が立っておりまして、どう見ても20年ほどは経っているのかなと思えますし、県の作っている森林の記録を取っているもの、それを見ますと27年は経っているという記録がございましたので、20年は経っていることは確かかと思えます。

続きまして、番号11、大字夜明○で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が528㎡です。申請人は日田市夜明関町の○さんです。申請理由は昭和58年3月28日に、宅地として農地法第4条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明

	<p>をいたします。近くには夜明ダムや九州電力夜明発電所がございまして、山手のほうに上って行った赤く丸をしているところです。航空写真はこちらになります。これでもう建物が建っているのが見えるかと思います。こちらが字図で、現況の写真はこのように住宅が建っております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。3番の小野地区の件ですが、水害に遭って農地は整地はされておったのですが、もう石が多い状態で、元の農地に復元するのはちょっと難しいかなと思われます。以上です。</p>
<p>推進委員 (高瀬俊和)</p>	<p>馬原地区の高瀬ですけれども、○さんの件につきましては、これは以前から建物が建っておりまして、埋立てをしておりましてので非農地証明の発行をよろしくお願いたします。</p>
<p>推進委員 (河津正徳)</p>	<p>中川地区、推進委員の河津です。案件5番についてですが、先月2月25日午後より現地確認をさせていただきましたが、現地は梨園の隣接地で、たまたま梨の剪定作業をされてた隣の方にもちょっと意見をお聞きしましたが、かなり前から耕作放棄地になっておりまして、シカやイノシシの隠れ場所となっております。梨園も被害に遭っているということでした。周囲はソーラーなども設置もされておりまして、現況に合わせて、非農地証明の発行が妥当かと思ひます。以上です。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>6番の音成です。現地を視察しましたが、もう既に家が建っている状態で、非農地証明をしてもおかしくないという状態でしたので、よろしくお願いたします。</p>
<p>推進委員 (森山周次)</p>	<p>7番の件ですが、畑ということですが、現状は荒地になってまして、草木が生い茂ってるような状況です。</p>

<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>8番の西有田区域の中島です。もう現状は住居への進入通路になっていまして、問題ないと思われまので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>推進委員 (石川元和)</p>	<p>上・中津江地区の石川です。9番についてですけど問題はないと思われまので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>推進委員 (高倉 等)</p>	<p>農地委員の高倉です。10番の案件ですが、もう27年生を超えているということで、農地復旧はほぼ無理ということで、非農地証明、よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (森山周次)</p>	<p>11番の件ですけど、地目は畑ということですけど、住宅の許可を受けておるということで、宅地になっています。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希) 議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。議案第5号ですね、現況証明書、非農地証明書の発行について何かございましたら挙手してお願ひいたします。</p> <p>ありませんか。なければですね、現況証明、非農地証明書の発行いたしたいと思ひます。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>続きまして、45ページですね、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積、下限面積についてでございます。事務局、説明のほうをお願ひいたします。</p> <p>それでは、私のほうから別段面積の設定につきましてご説明します。こちら議案の6号、45ページの分と、あと、もう一つ、資料をお配りしております。資料No.2をごらんください。農地を取得するために必要な経</p>

営面積、これにつきましては、農地法の3条第2項第5号、こちらで下限面積が定められておまして、経営面積が50アール以上必要であるというものがあるのですが、こちらが農林水産省の基準によって、10アール以上であれば、独自の設定をできるというふうになっております。この農林水産省の基準といいますのが、資料のほうですね、真ん中の四角く囲んであるところ、農地法の施行規則第17条というところになりますが、この第1項によって、設定面積に満たない経営面積の農家が区域内の4割程度いれば設定できるというものでありまして、この規定に照らし合わせると、日田市は25アールというのが妥当である。つまり25アール未満の経営面積の農家が4割を占めているということです。情報については、現時点での最新が2015年の農林業センサスの数字になるのですが、日田市ではこれをもとにした運用をここ数年しておまして、毎年、総会の議決をいただいて、次年度の運用をするようになっております。こういった経緯がありまして、下の提案事項①、第1項適用分につきましては現行どおり25アールで据置きとしたいものであります。次にページの真ん中の第2項概略とありますが、これは遊休農地などが相当数存在して、小規模経営者が増加しても、特に支障がない場合は、基準を下げて良いというもので、買い受け等希望者が空き家バンクの利用登録者であることを前提とするものです。一緒に家と農地を取り引きするときは小規模であっても許可しますよというもので、これは先ほど説明した、1項の適用分のように、10アール以上という要件もございません。これについても、特に状況が変わりありませんので、一番下の提案事項にありますとおり、現行どおり据置きでいきたいと考えております。以上2点の提案を2月の役員会の承認を受けたところでありますので、今回の総会議案としてお諮りするものです。事務局からの説明は以上です。

議長
(石井照久)

ありがとうございました。議案第6号ですね、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について、よろしいでしょうか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第7号、3月調査委員の選任について。私のほうから指名させてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それではですね、3月調査委員の選任をいたします。4番の江藤義幸委員、12番の川津清則委員、15番の美野英俊委員にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第8号、追加議案でございます。事務局のほう、説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>それでは私のほうから、ただいま上程の許可をいただきました、議案第8号についてご説明いたします。今、手元のほうにですね、2枚つづりの表紙に令和3年3月8日、定例総会追加議案というですね、議案をですね追加議案のほうお配りしていると思いますが、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか皆さん。それでは、それについて私のほうから説明いたします。この表紙を1枚めくっていただいてですね、もう1ページしかございません。議案第8号ですね、この、市長の権限に属する事務の委任に係る協議について、でございますが、地方自治法の規定により、市長の権限に属する事務の一部の委任の範囲を変更することへの同意についてでございます。同意する事務委任の変更の内容ですけれども、ページの中ほどに、市長の権限に属する事務の委任の範囲に係る見直しの内容でございます、1項目めで、大分県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項の規定により、市が処理することとされた農地法に基づく事務を加えるとございます。具体的にはですね、農地法の権限移譲の件でございます。ご案内のとおりですね、農地法に係る権限移譲につきましては、これまで、大分県知事の権限に属する農地法第4条、第5条の許可事務と、それに関連する事務の一部についてはですね、日田市</p>

次に、6番、報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

報告第3号 非農地判断の件

7番 その他

(1) 農地法に係る権限移譲及び活動記録簿について

(2) 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画(案)について

(3) 1月戸別訪問集計表について

(4) 3月現地調査

日時 3月25日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(5) 3月調査委員会

日時 3月30日(火)

※調査委員のみ

(6) 3月定例総会

日 時 4月8日(木) 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(7) 行事日程

3月18日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

- (8) その他
- ・ 「2月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・ 「2戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年4月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 4 番

署 名 委 員 1 7 番